

公 示

「京浜河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・
設計・観測・調査検討等）に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は以下により申請書類を提出して下さい。

令和6年1月31日

国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所長 嶋崎 明寛

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、京浜河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

京浜河川事務所管内（多摩川水系・鶴見川水系・相模川水系・西湘海岸）の河川、その流域及び海岸。

(3) 協定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

(4) 協定書（案）別紙－1のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区 分	内 容	協定締結業者予定数
区分（1）	地形測量・路線測量に関する業務（多摩川水系・鶴見川水系・相模川水系・西湘海岸）	5社程度
区分（2）	空中写真測量に関する業務	5社程度
区部（3）	地質調査に関する業務	10社程度

区分（４）	治水対策検討に関する業務	１０社程度
区分（５）	無人航空機による被災状況調査等に関する業務	５社程度

３．資格要件

３－１．区分（１）、（２）、（３）、（４）について

（１）企業要件

１） 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という）第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

２） 上記２．の区分（１）、区分（２）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「測量業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記２．の区分（３）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「地質調査業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記２．の区分（４）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

３） 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（３．（１）２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

６） 平成２５年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、１件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（関東地方整備局発注業務において平成２０年６月１６日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、また、平成２１年２月１６日以降公示した予定価格が１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については６５点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」におけ

る場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、上記２．の区分毎に次に示した業務。

区分（１）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（２）：空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討に関する業務

7) 上記２．の区分（１）、区分（２）、区分（３）、区分（４）については、本店、支店又は営業所が神奈川県又は東京都内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

i) 測量（上記２．の区分（１）、区分（２）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

ii) 地質調査（上記２．の区分（３）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式３（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。

iii) 土木関係建設コンサルタント（上記２．の区分（４）が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記された支店等営業所のうち、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

（2）技術者要件

1）恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

2）技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（1）、区分（2）について

ア）測量士

区分（3）について

ア）技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）

イ）技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）

ウ）国土交通省登録技術者資格【施設分野：地質・土質、業務：調査】

エ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

区分（4）について

ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

イ）技術士（建設部門）

ウ）国土交通省登録技術者資格【施設分野：河川・ダム、業務：調査】

エ）RCCM（上記ウを除く）

オ）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記ウを除く）

3-2. 区分（5）について

（1）企業要件

1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2）上記2. の区分（5）については次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。

①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度「測量業務」又は「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてい

ること。

②令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

3) 3-1.(1)3)に同じ、

4) 3-1.(1)4)に同じ、

5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.(2)2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

6) 航空法（昭和27年法律第231号）第132条による許可及び第132条の2ただし書きの規定による承認を受けており、継続して承認を受けられる者。

7) 以下の2つの要件を満たし、これを申請書で確認できること。

要件	必要とされる内容	選定されない要件
無人航空機の性能	協定締結を希望する会社が、航空法に基づく無人航空機の登録が済んだ、静止画・動画機能を有する、機体認証（第一種）又は機体認証（第二種）の機体を保有していること。	左に該当する機体を有していない場合は選定しない。
緊急時における移動時間について	緊急時において、実務を担当する会社（活動基地等）から京浜河川事務所までの移動時間が24時間以内である事。	24時間以上かかる場合は選定しない。
メンテナンス体制	メンテナンス体制が整備されている	整備されていない場合は選定しない。

(2) 技術者

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有し、申請書で確認できること。

要件	必要とされる内容	選定されない理由
無人飛行機の操縦に関する資格	航空法に基づく無人航空機操縦者技能証明において、技能証明（一等）又は技能証明（二等）を取得していること	左に該当する資格を有していない場合は選定しない

4. 出動の要請を行う順位の評価に関する事項

4-1. 区分（1）、（2）、（3）、（4）について

（1）評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。なお、具体的評価点数については、別表1-1を参照するものとする。

1) 企業の業務実績

- ・平成25年度以降公告日までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。

区分（1）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（2）：空中写真測量に関する業務

区分（3）：地質調査に関する業務

区分（4）：治水対策検討に関する業務

2) 地域性等

i) 地理的条件

- ・区分（1）（2）、（3）、（4）については、対象地域における「本店」、「支店又は営業所」の所在地により評価する。

なお、対象地域は「東京都」「神奈川県」をする。

なお、区分（4）については、経歴書を添付した技術者が、提出様式（様式-2）に記載した支店又は営業所に駐在していることを証明する書類（例：営業所の組織体制表（職責、氏名等が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）を添付する事。

ii) 地域貢献度

- ・関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において令和元年度から令和4年度末までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を評価する。

3) 専門技術力

i) 企業の業務成績

- ・令和3年度以降令和4年度末までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務の平均業務成績点により評価する。

区分（１）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（２）：空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討に関する業務

※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。

１）関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）

２）関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務

３）関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務

なお、関東地方整備局管内の「都県・政令市等」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市の他、関東地方整備局管内の特殊法人、地方公社、及び大規模な土木工事を行う公益民間法人とする。

「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示すものの中から、以下のものをいう。

- ・成田国際空港(株)
- ・高速道路(株)：東日本、中日本、首都
- ・独立行政法人 空港周辺整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本高速道路保有・債権返済機構、水資源機構
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団

「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都県が設立した「住宅供給公社」

「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、特殊法人・地方公社・大規模な工事を行う公益民間企業が設置した研究機関

ii) 企業の優良表彰

・関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和３年度以降令和４年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある。

イ) 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある。

iii) 技術者の業務成績

- ・令和元年度以降令和4年度末までに完了した業務で、国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務のうち、区分毎に次の業務の平均技術者評点により評価する。

区分（１）：地形測量・路線測量に関する業務

区分（２）：空中写真測量に関する業務

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：治水対策検討に関する業務

※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記１）の業務のみを対象とする。

- 1) 関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く。）
- 2) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等（北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。）、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港及び港湾空港関係を除く。）の発注業務
- 3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務
なお、関東地方整備局管内の「都県、政令市等」とは、前出4.（1）. 3）. i）に同じとする。

iv) 技術者の優良表彰

- ・国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、令和元年以降令和4年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。

ア) 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

イ) 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。

なお、関東地方整備局以外の発注業務で、優良技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた場合は、表彰状の写しを提出すること。

4-2. 区分（５）について

（１）評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。なお、具体的評価点数については、別表1-2を参照するものとする。

評価項目	評価の着眼点		備考
	判断基準		
応募者の経験及び能	実績	航空法に基づく無人航空機の登録が済んだ、静止画・動画機能を有する、機体認証（第一種）又は機体認証（第二種）の機体の保有台数により評価する。	保有していない場合は選定しない。

力（資格・実績等）	（様式ド－２）	
	過去に、災害現場等において無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影及び画像解析等）を行った実績数により評価する。 （様式ド－２）	1回以下の場合には加点しない。
	緊急時に準備出来る、班編成数（1班当たり3人以上）により評価する。 （様式ド－３）	－
	メンテナンス体制が整備されている。 （様式ド－４）	整備されていない場合は選定しない。
	緊急時において、実務を担当する会社（活動基地等）から京浜河川事務所までの移動時間により評価する。 （様式ド－３）	移動時間が24時間以上の場合には選定しない。
	航空法に基づく無人航空機操縦者技能証明において、技能証明（一等）又は技能証明（二等）を取得している人数により評価する。 （様式ド－３）	取得している技術者がいない場合は選定しない。

※許可、資格等を確認する為、それぞれの写しを申請書と共に添付する事。

5. 手続き等

(1) 本協定締結申請者は、3.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、京浜河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 担当部局

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局 京浜流河川事務所 防災情報課

TEL 045-503-4018 直通

FAX 045-503-4019

メールアドレス hayashi-m8315@mlit.go.jp

担当：防災情報課長 宮澤 敦史

(3) 申請書類

- ・区分（1）～（4）
 - 1) 申請書様式－1
 - 2) 調査票様式－2～6
- ・区分（5）
 - 1) 申請書様式ド－1～4

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月28日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を
除く毎日9時15分から18時00分までとする。

2) 交付方法

国土交通省京浜河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。

URL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

(5) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

書面を持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、FAX又は電子メール
により提出すること。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

FAX及び電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

2) 受付期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月28日(水)までの土曜日、日曜日、祝日を
除く毎日9時15分から18時00分までとする。

3) 提出場所

上記5.(2)に同じ。

(6) 企業の業務実績として記載する業務のTECRIS(登録されていない場合は契約書(業
務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特
記仕様書等を必ず添付すること。

(7) その他

1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 京浜河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用
しない。

3) 提出された申請書は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

上記(5).1)に同じ。

②受付期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月9日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を
除く毎日9時15分から18時00分までとする。

③提出場所

上記5.(2)に同じ。

6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3.に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表1-1、1-2に3.と4.に関する資格要件と評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は区分(1)～(4)100点、区分(5)は70点とする。

※分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

7. 締結・非締結に関する通知

「京浜河川事務所の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討等)に関する協定」の締結・非締結についての通知は、令和6年3月11日(月)(予定)をもって申請者に書面をもって通知する。

8. 非締結に関する事項

(1) 協定を締結しなかった者(参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等)は、担当部局に対して締結しなかった理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限：令和6年3月18日(月)18時00分

② 提出場所：5.(2)に同じ。

③ 提出方法：5.(5)1)に同じ。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和6年3月26日(火)までに、説明を求めた者に対し、書面にてFAXを用いて回答する。

京浜河川事務所の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討等)に関する協定

評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点	
参加表明者(企業)の経験及び能力	企業の業務実績	平成25年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務成績評定要領に基づく業務実績が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。(様式-2)	区分(1)(2)(3)(4)の業務実績:国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分(1):地形測量・路線測量に関する業務 ・区分(2):空中写真測量に関する業務 ・区分(3):地質調査に関する業務 ・区分(4):治水対策検討等に関する業務 ①実績あり ②実績なし	①9点 ②選定しない	最高9点
	地域性	区分(1)(2)(3)(4)は本店、支店又は営業所が東京都内又は神奈川県内に所在すること。(様式-5)	区分(1)(2)(3)(4) ①指定地域に本店がある。 ②指定地域に支店又は営業所がある。	①3点 ②1点	最高3点
	地域貢献度	関東地方整備局の本店、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において令和元年度以降参加表明書の提出までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を評価する。(様式-5)	①京浜河川事務所における災害活動実績がある。 ②京浜河川事務所管内を含む県内及び都内に所在地がある事務所等の災害活動実績がある。 ③関東地方整備局管内における活動実績がある。	①3点 ②2点 ③1点	最高3点
	専門技術力	令和3年度以降令和4年度末までに完了した指定した業務のうち平均業務実績を右記の順位で評価する。(様式-2) 区分(1)(2)(3)(4):国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分(1):地形測量、路線測量に関する業務 ・区分(2):空中写真測量に関する業務 ・区分(3):地質調査に関する業務 ・区分(4):治水対策検討等に関する業務 ※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記1)の業務のみを対象とする。 1) 関東地方整備局の発注業務(港湾空港関係を除く。) 2) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港及び港湾空港関係を除く。)の発注業務 3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 上記3)の実績により評価を行う場合は右記③として評価し、加点する。	①80点以上 ②79点以上80点未満 ③78点以上79点未満 ④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満 ⑥60点以上76点未満 ⑦60点未満	①30点 ②24点 ③18点 ④12点 ⑤6点 ⑥0点 ⑦選定しない	最高30点
	優良表彰	関東地方整備局の発注業務(港湾空港関係を除く)で、令和3年度以降令和4年度末までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。(様式-2)	①関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(局長)を受けた経験がある。 ②関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰(事務所長)を受けた経験がある。	①5点 ②3点	最高5点
配置予定管理(主任)技術者の経験及び能力に関する要件	用恒常係の雇	配置予定管理(主任)技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。(様式-6) ※記載は区分毎に最大5名までとする。	①恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ②上記以外	①- ②選定しない	-
	資格要件	技術者資格を評価する。(様式-3) ※記載は区分毎に最大5名とする。	区分(1):測量士 区分(2):測量士 区分(3): ア)技術士(総合技術監理部門:選択科目を「建設-土質及び基礎」、又は「応用理学-地質」) イ)技術士(建設部門:選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学-地質」) ウ)国土交通省登録技術者資格【施設分野:地質・土質、業務:調査】 エ)土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級:資格分野を「地盤・基礎」)(上記ウを除く) 区分(4): ア)技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目) イ)技術士(建設部門) ウ)国土交通省登録技術者資格【施設分野:河川・ダム、業務:調査】 エ)RCCM(上記ウを除く) オ)土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)(上記ウを除く) ①有資格者あり ②有資格者なし	①- ②選定しない	-
	専門技術力	令和元年度以降令和4年度末までに完了した指定した業務の平均技術者評価点について評価する。(様式-4) 区分(1)(2)(3)(4):国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連の業務で、下記による。 ・区分(1):地形測量、路線測量に関する業務 ・区分(2):空中写真測量に関する業務 ・区分(3):地質調査に関する業務 ・区分(4):治水対策検討等に関する業務 ※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、関東地方整備局の発注業務の実績がある場合は下記1)の業務のみを対象とする。 1) 関東地方整備局の発注業務(港湾空港関係を除く。) 2) 関東地方整備局を除く国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、港湾空港関係を除く。)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港及び港湾空港関係を除く。)の発注業務 3) 関東地方整備局管内の都県・政令市の発注業務 上記3)の実績により評価を行う場合は右記③として評価し、加点する。 ※記載は区分毎、1名につき1件とする。 ※記載は区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数(最大5点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は選定しない。	①80点以上 ②79点以上80点未満 ③78点以上79点未満 ④77点以上78点未満 ⑤76点以上77点未満 ⑥60点以上76点未満 ⑦60点未満	①5点/件/名 ②4点/件/名 ③3点/件/名 ④2点/件/名 ⑤1点/件/名 ⑥0点/件/名 ⑦選定しない	最高25点
	優良表彰	国土交通省及び内閣府沖縄総合開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、令和元年度以降令和4年度末までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を評価する。 ※点数は、個々の評価点数(最大5点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。	①関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。 ②関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある。	①5点/件/名 ②3点/件/名	最高25点
評価点 計				100点	

京浜河川事務所の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討等)に関する協定

評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点		
区分(5) : 無人航空機による被災状況調査等に関する業務	参加表明者(企業の経験及び能力)	企業の業務体制 企業の保有機器	公告日時時点で、航空法に基づく無人航空機の登録が済んだ、静止画・動画機能を有する、①機体認証(第一種)又は②機体認証(第二種)の機体を保有台数にて評価をする。 ※記載は、①、②を合わせて最大5台までとする。 ※点数は、個々の評価点数(最大5点)×件数(最大5台×1件=5件)として計算する。 (様式ド-2)	①機体認証(第一種)を保有している ②機体認証(第二種)を保有している ③いずれも保有していない	① 5点/台 ② 3点/台 ③ 選定しない	最高 25点
		企業の人的体制	緊急時に準備出来る、班編成数(1班当たり3人以上)により評価する。 (様式ド-3)	① 2班以上 ② 1班以下	① 10点 ② 5点	最高 10点
		メンテナンス体制	メンテナンス体制が整備されている。 (様式ド-4)	① 体制が整備されている ② 体制が整備されていない	① 加点しない ② 選定しない	—
	地域性	地理的条件	緊急時において、実務を担当する会社(活動基地等)から京浜河川事務所までの移動時間を下記の順位で評価する。 ※以下の移動手段においては、下記の移動速度により算出を行うものとする。 ①自動車・バイク(30km/h)、②自転車(5km/h)、③徒歩(2km/h) (様式ド-3)	① 3時間以内 ② 3時間～6時間以内 ③ 6時間～12時間以内 ④ 12時間～24時間以内 ⑤ 24時間～	① 4点 ② 3点 ③ 2点 ④ 1点 ⑤ 選定しない	最高 4点
		地域貢献度	過去に、災害現場等において無人航空機を活用し、被災状況調査等(撮影及び画像解析等)を行った実績数。 ※なお、実績確認の為、交付された災害活動実績証明書の写しを添付すること (様式ド-2)	① 5回以上 ② 2～4回 ③ 1回以下	① 6点 ② 3点 ③ 加点しない	最高 6点
関係する予定件管理(主任)	恒常的雇用関係	配置予定管理(主任)技術者及び技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。 ※記載は区分毎に最大5名までとする。 ※直接的雇用関係が証明できる書類を添付	①恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ②上記以外	①— ②選定しない	—	
技術者の経験及び能力に	資格要件	航空法に基づく無人航空機操縦者技能証明において、技能証明(一等)又は技能証明(二等)を取得している人数により評価する。 (様式ド-3) ※記載は区分毎に最大5名とする。 ※点数は、個々の評価点数(最大5点)×人数として計算する。	①技能証明(一等)を所得している ②技能証明(二等)を取得している ③いずれも所有技術者がいない	① 5点/人 ② 3点/人 ③ 選定しない	最大 25点	
評価点 計				70点		

・企業の平成25年度から公告日までに完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

・令和3年度から令和4年度末までに完了した業務の優良業務表彰等の経歴（関東地方整備局の発注業務（港湾空港関係を除く））

業務名	発注機関	履行期間	表彰の種類

・企業の令和3年度から令和4年度末までに完了した業務成績

過去2ヶ年の平均業務成績	
各業務名及び評点	

注1：業務分類は、下記を参照の上、記載する。

- ・区分（1）の場合：地形測量・路線測量に関する業務
- ・区分（2）の場合：空中写真測量に関する業務
- ・区分（3）の場合：地質調査に関する業務
- ・区分（4）の場合：治水対策検討に関する業務

注2：優良業務表彰等の経歴の記載については、様式－4に記載した技術者の同種業務を重複して記載できる。

注3：業務実績の記載は区分毎に1社当たり1件とする。

注4：テクリスに登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

・配置予定管理（主任）技術者の経歴等

ふりがな		②生年月日		
①氏名				
③所属・役職				
④保有資格				
技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）				
技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）				
技術士（建設部門）				
技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）				
国土交通省登録技術者資格 【施設分野：地質・土質、業務：調査】、 【施設分野：河川・ダム、業務：調査】				
土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級）				
土木学会認定技術者（特別上級、上級、一級：資格分野を地盤・基礎）				
R C C M				
測量士				
⑤令和元年年度から令和4年度末までに完了した業務の優秀技術者表彰、または優良業務表彰等の経歴 （国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）） なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とし、テクリスに管理（主任）技術者又は担当技術者として登録されていない場合は、表彰実績として認めない。				
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	表彰の種類

注1：記載は区分毎に最大5名までとし、資格の保有を証明する書類の写しを添付すること。

注2：複数の協定区分への参加を希望する場合は、技術者を複数区分へ記載できるものとする。

注3：表彰状の写し等、表彰を受けたことが確認できる書類を添付すること。

(様式－４)

・配置予定管理（主任）技術者の平成元年度から令和４年度末までに完了した業務成績

過去４ヶ年の平均技術者評点	
各業務名及び評点	

注１：記載は区分毎に最大５名までとする。

注２：出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績を記載した場合は、その業務担当したことを証する派遣契約書、委託契約書又は出向事例等の写しを添付すること。

(様式-5)

- ・区分(1)、区分(2)、区分(3)、区分(4)については、神奈川県又は東京都内に所在している業務拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
会社名	
役職名 代表者氏名	

- ・関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき、指定地域内において令和元年度から令和4年度末までに災害活動を実施し、災害活動実績証明書の交付を受けた災害活動実績を記載する。

事務所名	業務名	業種区分	災害名	活動内容	活動内容詳細	災害活動完了日

※災害活動実績を確認できる書類を添付すること。

(様式-6)

- ・恒常的雇用関係に関する要件の確認

<p>以下に該当する場合、<input checked="" type="checkbox"/>を記す。</p> <p><input type="checkbox"/> 本業務の履行期間中に配置する配置予定管理(主任)技術者との雇用関係は直接雇用により業務を実施する。</p>
--

※恒常的雇用関係について確認できる書類を添付すること。

協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
F A X
E-mail

希望する協定区分： (5)

令和6年1月31日付けで公告のありました京浜河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する協定の締結に参加する資格について確認されたく資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条の規定に該当する者でないこと並びに協定参加資格確認申請書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(様式ド-2)

・企業の保有機器について

番号	保有機種	機体認証
①		
②		
③		
④		
⑤		

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

カタログ等性能が確認できる資料の添付をお願いいたします。

※機体認証（第一種又は第二種）の保有が証明できる資料の添付をお願いいたします。

・災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）

日付	活動場所	活動内容	資料番号

※実績毎に確認できる資料（様式自由）の提出をお願いいたします。

・活動の実施体制

○本活動を総合的に管理する技術者

ふりがな ① 氏名	② 在籍する本支店名
③在籍する本支店住所	④技能証明

○本活動を総合的に管理する技術者

ふりがな ① 氏名	② 在籍する本支店名
③在籍する本支店住所	④技能証明

ふりがな ① 氏名	②在籍する本支店名
② 在籍する本支店住所	④技能証明

ふりがな ① 氏名	②在籍する本支店名
② 在籍する本支店住所	③ 技能証明

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載して下さい。

○緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から京浜河川事務所までの距離、時間（一般道を30km、高速道路を80km）を記載して下さい。

・従事者数 <input type="text"/> 人	・班数 <input type="text"/> 班	・距離 <input type="text"/> km	・時間 <input type="text"/> 時間
------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

※実務を担当する会社（作業基地等）から京浜河川事務所までの経路図（5万分の1程度の地図）を添付して下さい。

○メンテナンス体制

・機体のメンテナンスに係わる体制等

項目	名称	所在地 電話番号	担当者 部署・氏名	摘要
代表窓口				
整備会社				
部品供給				

※摘要欄には必要に応じて担当する業務内容を記載する

○機体のメンテナンス回数

	回
--	---

※その他安全管理のための飛行マニュアルや運転前のチェックリスト等があれば添付すること。

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 協定参加資格確認申請書（様式ド－１）
- 所有状況及び機器の性能、災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）（様式ド－２）
- 活動の実施体制が確認できる資料（様式ド－３）
- 実務を担当する会社（作業基地等）から荒川下流河川事務所までの経路図（５万分１程度の地図）
- メンテナンス体制が整備されていることが確認できる資料（様式ド－４）
- 一般競争参加資格認定通知書の写し
- 航空法許可及び承認申請書の写し
- 直接的雇用関係が証明できる書類

※提出がない場合は、選定しません。

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

・企業の保有機器について

番号	保有機種	機体認証
①	●●●●●●	第一種
②	△△△△△△△△△△	第二種
③	★★★★★★★★	—
④		
⑤		

※機種が複数台ある場合は、機種毎に記入して下さい。

カタログ等性能が確認できる資料の添付をお願いいたします。

※機体認証（第一種又は第二種）の保有が証明できる資料の添付をお願いいたします。

・災害現場において無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影等）を行った実績が確認できる資料（各実績毎）

日付	活動場所	活動内容	資料番号
令和○年○月○日	○○県○○市 (県道○○線法面災害現場)	被災状況の撮影	資料①
令和○年○月○日	○○県○○市 (○○川現場)	被災状況の撮影	資料②

※実績毎に確認できる資料（様式自由）の提出をお願いいたします。

・活動の実施体制

○本活動を総合的に管理する技術者

ふりがな ① 氏名 ○ ○ ○ ○	② 在籍する本支店名 ●●●●測量(株) ●●支店
③ 在籍する本支店住所 ○○県 ○○市 ○○町 ○○番	④ 技能証明 1級

○本活動を総合的に管理する技術者

ふりがな ① 氏名 ○ ○ ○ ○	② 在籍する本支店名 ●●●●測量(株) ●●支店
③ 在籍する本支店住所 ○○県 ○○市 ○○町 ○○番	④ 技能証明 2級

ふりがな ① 氏名 ○ ○ ○ ○	② 在籍する本支店名 ●●●●測量(株) ●●支店
③ 在籍する本支店住所 ○○県 ○○市 ○○町 ○○番	④ 技能証明 1級

ふりがな ① 氏名 ○ ○ ○ ○	② 在籍する本支店名 ●●●●測量(株) ●●支店
③ 在籍する本支店住所 ○○県 ○○市 ○○町 ○○番	④ 技能証明 -

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載して下さい。

○緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から京浜河川事務所までの距離、時間(一般道を30km、高速道路を80km)を記載して下さい。

・従事者数○○人	・班数○○班	・距離○○km	・時間○○時間
----------	--------	---------	---------

※実務を担当する会社(作業基地等)から京浜河川事務所までの経路図(5万分の1程度の地図)を添付して下さい。

○メンテナンス体制

・機体のメンテナンスに係わる体制等

項目	名称	所在地 電話番号	担当者 部署・氏名	摘要
代表窓口	〇〇(株)	〇〇県〇〇市〇〇 TEL	〇〇部 〇〇 〇〇	
整備会社				
部品供給				

※摘要欄には必要に応じて担当する業務内容を記載する

○機体のメンテナンス回数

	回
--	---

※その他安全管理のための飛行マニュアルや運転前のチェックリスト等があれば添付すること。

災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）に関する協定書【案】

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎 明寛（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、京浜河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討等）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 業務の実施区域は、京浜河川事務所管内（※多摩川水系・鶴見川水系・相模川水系・西湘海岸）の河川、その流域及び海岸。※協定締結区分に応じた記載

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分（1）	地形測量・路線測量に関する業務	5社程度
区分（2）	空中写真測量に関する業務	5社程度
区分（3）	地質調査に関する業務	10社程度
区分（4）	治水対策検討に関する業務	10社程度
区分（5）	無人航空機による被災状況調査等に関する業務	5社程度

（技術者）

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年3月31日までに、4月1日の技術者

の雇用状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、京浜河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因によ

り、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練・研修等への参加)

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(航空法における許可) ※区分(5)のみ記載。

第13条 本協定の主な活動は、航空法に定める特例に該当することが想定されるため、乙は、無人航空機の航行の安全や地上の人家等の安全が損なわれないよう必要な安全確保を自主的に行うものとする

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 3年 3月〇〇日

甲 国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所長 嶋崎 明寛

乙 ○○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ (印)